

地方創生にかかる連携・協力に関する協定

那覇市（以下「甲」という）と株式会社沖縄銀行（以下「乙」という）は、次の通り協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が連携・協力して取り組むことにより、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙は、次の各号に定める事項について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）その他の関連法規に反しない範囲で連携・協力する。

- (1) 地域の人材育成に関すること
- (2) 協働によるまちづくりの推進に関すること
- (3) 安全・安心・快適なまちづくりに関すること
- (4) 産業振興に関すること
- (5) その他前条の目的を達成する為に必要と認める事項に関すること

（守秘義務）

第3条 甲、乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならない。

（協定の期間等）

第4条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成29年3月31日とする。ただし、期間満了の前月末日までに甲、乙のいずれかにより協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 協定期間中に甲、乙のいずれかが1月前までに書面による通知をなすことにより、本協定の解除をおこなうことができる。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、連携協力細目等の具体的な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。なお、本協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙は誠実に協議を行う。

本協定の成立を証するために、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成28年1月27日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
市長 城間幹子

乙 沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
株式会社沖縄銀行
代表取締役頭取 玉城 義昭